

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 24 日現在

機関番号：37109

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2023

課題番号：18K02386

研究課題名(和文) 排他的国民教育から包摂的市民教育への質的、制度的転換の模索 - 欧州審議会の教育支援

研究課題名(英文) Exploring a Qualitative and Systematic Shift from The Exclusive National Education to The Inclusive Civic Citizenship Education: Focusing on Educational Support of The Council of Europe

研究代表者

吉谷 武志 (YOSHITANI, Takeshi)

中村学園大学・栄養科学部・特任教員(教授)

研究者番号：60182747

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)： グローバリゼーションによる社会、経済、文化的環境の変化や地域紛争などにより、国境を越えた人の移動は止められるものではない。これに反して移民や難民の受け入れ国では流入する他者を排斥する風潮が強まっている。その結果、各国の公教育は他者を排除する指向が強まり、学校や教育は排他的国民教育に立ち戻っている。

本研究は、まず、各国民国家の動きに対して他者を受容し共存するための包摂的市民教育を模索する欧州審議会の教育政策研究、実践支援施策を明らかにした。さらに包摂的市民教育を普及する担い手である国際NGOアンネ・フランクハウスの多文化共生の学校作り、教育セミナーなどを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

移民や外国人が急速に増える国々では、グローバル化や少子高齢化の中、その受け入れは理念としては当然視される。しかし経済や社会情勢の悪化で現実の社会や教育は同質化を優先し、他者排除の排他的国民教育に後戻りしている。

これに対して他者や異文化を受け入れる必要性を明示し、その方策を推進する国際機関、欧州審議会の存在は知られていない。この機関は移民や他者の受け入れに困難を極める欧州にあって多文化共生教育、包摂的市民教育を政策的、実践的に推進している。その担い手はアンネ・フランクハウスなどの国際NGOである。

本研究は未だ知られることの少ない国際機関や国際NGOの政策や実践活動の意義や実際を明らかにした。

研究成果の概要(英文)： The movement of people across borders cannot be stopped due to changes in the social, economic, and cultural environment due to globalization, as well as regional conflicts.

On the other hand, in countries that accept immigrants and refugees, there is a growing tendency to exclude the incoming people. As a result, public education in each country has become increasingly oriented toward excluding others, and schools and education have returned to exclusive national education.

This study first clarified the educational policy research and practical support measures of the Council of Europe, which seeks inclusive citizenship education to accept and coexist others against the movements of each nation-state. In this context, international NGOs are expected to play a role in disseminating inclusive civic education. In particular, we focused on Anne Frankhaus's work on creating multicultural schools and educational seminars, and clarified this.

研究分野：教育学、異文化間教育、比較教育学、外国人児童生徒教育

キーワード：包摂的市民教育 排他的国民教育 欧州審議会 多様性 アンネ・フランクハウス 教育支援セミナー

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究は平成18年に当初3年計画で始められた。当時は21世紀初頭からの世界的な多文化共生というグローバルな課題に対して、顕在化する様々な葛藤、困難を乗り越えようとする様々な試みがなされようとしていた時期であるといえる。特に社会統合と教育については下記のような研究動向があり、本研究のキーワードである「排他的国民教育」と「包摂的市民教育」という対比に道が見いだされるという見通しがあり、むしろその現実化、実際化の方途が模索される必要があった。

具体的には以下のような地点から本研究が始められた。

本研究の学術的背景 国内外の研究動向

2018年にいたる約10年余りの間、多文化化する国民国家の社会統合への努力は、教育面では市民性教育に焦点化され各国で活発に研究が進められてきた。しかしながら、各国での格差の拡大に象徴される社会問題の顕在化や異文化理解の困難さは、欧米各国でも自国民優遇の主張が力を得て、一定の支持を得るに至っていた。実際にはグローバル化、多文化化の影響が、異なるもの同士の出会いにより異文化理解を促進するのではなく、違いと格差の現実により、受け入れられるものも受け入れられるものも、ともに異文化排斥へと向かっているような風潮が観察されていた。20世紀末以来の異文化理解教育、市民性教育を求める各国の教育改革への試みは、場合によっては逆戻りであるに止まらず、頓挫しかねない状況にあった。近代的な国民教育が培ってきた国民に対する平等、公平という理念が、他者あるいは国民概念の拡大ではなく、内向きの「排他性」をもたらしそうな様子が見て取れた。

こうした中、フランス、ストラスブールにある加盟国47カ国を数える国際機関「欧州審議会」(1949年設立、The Council of Europe、「欧州評議会」(外務省訳)とも翻訳される)は、「民主主義、人権、法治主義のヨーロッパ社会(EU加盟国からトルコ、東欧諸国を加盟国とする大ヨーロッパ)の実現」をめざし、特に教育の力による課題の解決を目指して各国への政策提言を行ってきた。近年では、加盟各国の国民教育の行き詰まりに対して、民主的市民性教育、異文化間教育の導入、民主的市民性教育による各国内教育の改革を提言し、喫緊の課題の解決を求めてきた。

この国際機関は教育関係政策、施策の実現のために様々な調査研究、さらに実際の教育現場における担い手の養成に多く取り組んできた。教育研究部門はAgoraと呼ばれる研究所に多くの研究者、実践家を迎え入れ、教育政策、施策の研究広報が行われてきた。特に、欧州圏内の国際NGOとは様々な交流関係を持ち、本研究が注目する国際NGOのアンネ・フランスハウス(Anne Frank House、本部アムステルダム)もその一つであるが、この国際機関についてはまだあまりその役割や意義については紹介されていない。

関連する当時の研究動向を見ると概ね以下の通りであった。

(国内での研究動向)

まず、欧州社会の市民性教育に焦点を当てた研究の代表的なものは下記に見られるようなものがあった。しかしながら欧州審議会そのものに焦点を当てたものはあまりみられなかった。

近藤孝弘編著(2013)『統合ヨーロッパの市民性教育』(名古屋大学出版会)はドイツ、フランス、オーストリア、オランダ、イングランド等の行動的市民の育成の試みについての政策研究を行い、欧州審議会(欧州評議会)との関連にも言及している部分がある。また移民の受け入れや外国人の教育に関して、学習権や学習保障の観点からフランス、スウェーデン、オランダ、イングランド等についてその現状と課題について検討したものとして園山大祐編著(2016)『岐路に立つ移民教育』(ナカニシヤ出版)がある。また、年代は遡るが嶺井明子編著(2007)『世界のシティズンシップ教育』も欧州各国の市民性教育の現状と課題を追求している。このほかに、異文化間教育、市民性教育に関連するものとして個別の国家内での課題を追求したものとして中野裕二、森千香子他編著(2015)『排外主義を問いなおす』(勁草書房)、伊藤亜希子(2017)『移民とドイツ社会をつなぐための教育支援』(九州大学出版会)などがある。

(海外での研究動向)

まず市民性教育についての直近の研究成果として J.-A. Banks(ed.) (2017): *Citizenship Education and Global Migration: Implications for Theory, Research, and Teaching*. AERA があった。

この優れた研究書は、2000年代初頭以来の市民性教育が目指した均一性と多様性(unity and diversity)の均衡を目指す市民性教育が限界を露呈し、中東の混乱とそこからの難民の噴出、さらに受け入れ欧米社会内での格差の拡大と異文化排除の趨勢の中で、まず市民性教育辞自体の革新が必要であることを指摘していた。そこでは市民性教育が民族、言語、そして宗教的な差異を構造的な包摂(structural inclusion)を可能とする教育として再構築されるべきことが指摘されていた。また、ユネスコや欧州審議会の異文化間教育の理論的支柱として、申請者も属している国際異文化間教育学会の前会長 J. Gundara 氏の功績を継ぐために欧州各国での教育制度や教育内容等その基本原理を異文化間教育からの再検討を試みた、L. Bash and D. Coulby (ed.), (2016): *Establishing a Culture of Intercultural Education: Essays and Papers in Honor of Jagdish Gundara*. (Routledge) があった。また C. A. Hunter, Donna K., et al. (2015): *Interculturalization and Teacher Education, Theory to Practice*. (Routledge)は、異文化を背

景とする生徒を教える教師の資質や異文化間教育に関する研究をなしていた。

さらに、EU 諸国の学校での移民受け入れ、異文化理解、多文化的状況への対応の現状について調査したものとして EU のプロジェクト報告として NESTI(B. van Driel, M. Darmody, and J. Kerzil), (2016): Education Policies and Practices to Foster Tolerance, Respect for Diversity and Civic Responsibility in Children and Young People in the EU. (European Union)は各国での多様な子どもの受け入れの現状の貴重な情報を与えてくれた。このほか OECD 諸国の移民の学業達成と学校教育の課題についての報告書(既邦訳、『移民の子どもと学校』2017年、『多様性を拓く教師教育』2014年、明石書店)なども各国内の課題の把握に有効であった。

なお、欧州審議会による新しい市民性教育に関する調査研究では、Council of Europe, (2017): Fighting school segregation in Europe through inclusive education. Council of Europe.や申請者が現在まで研究対象としてきた教員の異文化間教育トレーニングであるペスタロッチプログラム(Pestalozzi Programme)の一連の報告書、J. Huber (ed.) (2011): The Teacher Education for Change., J. Huber (2012): Intercultural Competency for All., J. Huber, (2014): Developing Intercultural Competence Through Education. (Council of Europe Publishing)等が参考になった。この一連の報告書は、筆者も特別に参加する機会をえられたものであるが、多文化共生のための異文化間教育の理念や指導者(実践)養成、教員のトレーニング(セミナー)を実施するなど実践性を重視する性格を持っており、包摂的な教育環境をもたらす実践の構築について貴重な知見を含むものであった。

2. 研究の目的

本研究は、異文化理解の促進と多文化共生社会の構築を期待され、構想されてきた各国の新しい「市民性教育」が一層の多文化化の進捗の中で十分に機能できず、異文化排除の趨勢に有効に対処していない中、国際機関である欧州審議会の新しい市民性教育政策研究と国際 NGO などを通じての加盟国(国民国家)へのその普及に多文化共生社会の再構築の鍵をみている。その際、「国際機関としての機能を生かし、欧州審議会の進める新しい市民性教育、異文化間教育に関する理論的研究、政策提言、そして実践的関わりは各国の国民教育の他者排除の趨勢に対して、他者包摂的な教育の再構築に寄与しうるのか」という問いを立てて始められた。併せてそこから我が国の教育に異文化受容のための革新をもたらすヒントを得ることを目的としている。

さらに、従来、国際機関による各加盟国に対する提言や規制は、たとえ実行に対する義務を伴う条約の形を取ったとしても、その実現には多くの障害があるとみられてきた。ところが、移民や民族的マイノリティなどの異文化を背景とする成員を包摂するいわば現実的な多文化社会の実現、特に教育上の理論的、制度的、実践的現実の創出という改革の実現には各国民国家は限界を露呈しているのが今日の現実である。むしろ、国民国家を超えて現状の改革を進めようとする際には、国際機関、特に本研究が対象とする欧州審議会などは、その在り方から国民国家を超えて課題を焦点化し、国民国家への影響を与えることができるようになってきている。その結果、もう一度こうした国民国家を超えた課題に向き合い、包摂的市民性教育を実現するためには、国際機関の教育理論、教育政策研究、教育改革への営為に再度焦点化する必要があるように思われる。その先に従来の国家単位の教育政策研究に見られない視点を再度提供しなおすことができると考えられる。また、それをもとに本格的に多文化社会を追求せざるを得ないという課題を持つ我が国に、異文化住民の社会統合と国民教育の革新という新たな教育の革新のための示唆を見いだすことができると考えられる。

3. 研究の方法

本研究は国際機関による包摂的市民教育の理論的、政策的手法の立案とそれを受けて展開される国際 NGO によるセミナーや実践支援による教育支援者、教員訓練、生徒などの担い手養成という実践的な側面の両者を対象としてきた。従って、実際のセミナーや政策立案担当者との面談、実践の参与観察を重視したものであった。しかしながら、コロナ禍による移動制限や各地における紛争の発生、社会不安の高揚など不安定要因に影響され、当初の研究手法の遂行は困難を極めることとなった。実際に行った研究方法は概ね以下の通りである。

1) 文献、資料の収集と分析

欧州審議会の追求する新しい市民性教育の理論と加盟国に対するその普及、政策提言を解明するために、政策立案者、研究者による文献資料、ホームページ掲載に掲載される諸情報の分析を行った。また国際 NGO アンネ・フランクハウスが発行する各種の文献や資料について、広く収集し、その分析を行った。

2) 政策立案、研究遂行者、セミナー主催者へのインタビューと研究知見の交流

実際に加盟国で行われている教員や教育関係職員の研修、また多様性を尊重する学校での試み、教育実践を実地調査、参与観察し、異文化を包摂する教育の理論について、その実践的な姿を明らかにしすることを重視した。そのために国際機関のあるストラスブールでのセミナーや会議、さらに研究所職員との面談のために時期を選んで渡航することを試みてきた。

特にアンネ・フランクハウスでは学校の教員や児童生徒対象の数々のセミナーに参加することを試みた。また、オランダだけでなくベルギー等においても、アンネ・フランクの生涯と今日的な異文化間相互理解の意義を追求する「展示」をアンネ・フランクハウスが展開しており、このセミナーにはコロナ禍の中断期間を挟んで2024年1月に参加(ベルギー、アテ市、フランス

語圏での開催)し、参与観察することができた。

本研究ではこうした実地調査、参与観察の手法をとることを重視した。

3)得られた知見の日本国内における異文化間教育実践への適用-実践遂行の試み-

本研究においては包摂的市民教育の理論的な研究はもとより、それを背景にして実際の教育現場への適用の試み、可能性を追求することも重要であると考えた。そのために、海外渡航できない時期にアンネ・フランクの生涯とホロコーストの歴史、重大性を考えるアンネ・フランク展のパネル(アンネ・フランクハウス制作、筆者は日本語版作成時に翻訳協力)を用いた異文化理解の授業(総合的学習の時間等)を高等学校を中心に実施した。

4. 研究成果

本研究は当初の最終年にコロナ禍、さらに延長年におけるウクライナでの戦争(ロシアの侵攻)が引き起こり、研究活動(特に海外調査)が制限されたため、最終年に予定していた国際 NGO アンネ・フランクハウスでの人権教育に関するセミナーへの参加、所属研究員との研究交流、研究レビューの機会や学校(地域)での高校生向けのセミナーへの参加・参与観察ができない期間が続いた。その後、2024年1月になってアンネ・フランクハウスへの訪問調査と同財団のフランス語圏グループのベルギー(Ath市)での高校(Institut Saint Francois de la Sales)でのセミナーの参与観察を行うことができた。しかしながら逆に、こうした予想外の事態により、下記に示すように、国家の多様性、多文化的環境に対して本論の検討課題である国民教育における「排他的国民教育」への回帰が顕著に観察できるようになったと考えられる。

本研究では以下のような点についての知見が得られた。

1) 排他的国民教育の限界、あるいはそこへの逆戻りという傾向(課題)の存在への指摘

ロシアによるクリミア併合に始まり「ウクライナへの侵攻」への流れの中でロシアがとっている国内向け政策、特に教育に関する政策にはこうした国民国家による排他的国民教育への回帰が読み取れる(欧州審議会への報告書: Education in the Service of Ideology and Political Gain, the Case of Russia, The European Wergeland Centre, 2023)。こうした動き、対応はロシアにとどまるものではなく欧州諸国でも見られるもの(政治の世界における極右政党の伸張)で、紛争下の地域からあふれ出す移民を受入れる国での他者への対応、その統合への動きの中にもみられるものである。こうした傾向が研究会支持よりも一層顕著になっていることが明らかになり、今後その傾向への教育上の対応が喫緊の課題となることが明白になった。

2) 包摂的市民教育の可能性に関する議論の存在、再確認

まず多文化社会への移行について、長らく多文化教育を追求し、多様な市民の共生する社会を目指す米国社会について、実は、過去のみならず現在においても自由と人権を保障するアメリカ社会の中に組み込まれた制度的な差別、排他性についての分析がなされている(イブラム X ケンディ、山田美明訳『人種差別主義者たちの思考法』2023年、原著は2016年)。

また、こうした現実インターセクショナルリティをめぐる議論の中でも主要な論点の一つをなす批判的教育学の動向に関わってみいだすことができる(P.H. コリンズ、S. ビルゲ、小原理乃訳『インターセクショナルリティ』2021年、原著2020年)。そこではJ. Deweyの民主的市民性教育からパウロフレイレの「銀行型教育」批判に基づく批判的教育学(クリティカル・デュケーション)を経て、今日ではインターセクショナルリティによる視点からの社会批判が学校に注目し、そこで若者の教育の在り方が主要な論点の一つとして検討されている。

前世紀にあらわれ、この間社会の在り方に少なからず影響を及ぼしてきた新自由主義からの教育の枠付けが議論されている。新自由主義の文脈においては、今日の多様な人、子どもの育成に関して、その多様性を既存のものとして含み込みながらも「銀行型教育」に適合できる才能を伸ばし、受入れ、利用できる限りにおいてのみ、その多様性は評価される。そこでは時代趨勢により求められている批判的能力は、現存する社会秩序を維持する限りにおいて尊重されているだけである。そこではクリティカルエデュケーションがめざすような、新たな関係性を生み出すために、多様性を含む個々人、メンバー、属性など差異と交渉するような方向には向かうことはないという。すなわち「インターセクショナルリティの方法論においては、差異を過小評価したり退けたりするのではなく、人種、階級、ジェンダー、セクシュアリティ、アビリティ、国籍、エスニシティ、植民地主義、主教、そして移民といった個別の学術的及び政治的な慣習において存在する差異を交渉することが必要とされる。この対話的方法論は、これらの間の、あらかじめフォーマット化された関係を想定してはいない。」(283頁)とされ、「目標は、特定の社会的文脈において、これらの関係を構築することである」(283~284頁)という。言い換えれば、多様な存在を含み混みつつも、一定の用意された尺度で位置づけるのではなく、多様性の対話を試み、それらを包み込む中で成員の相互関係を創り出すような教育なり社会構成が求められる。

こうした動向は、国際理解教育の今日的趨勢を論じた中でも向けられるように思われる(例えば森茂岳雄監修『国際理解教育と多文化教育のまなざし』2023年)。

3) 欧州審議会(The Council of Europe)の民主的能力の提示と教育の推進方針

欧州審議会の民主主義社会の構築に関する貢献は、EU 参加国のすべてを含む拡大ヨーロッパ（最大 47 カ国の加盟、ソビエト連邦崩壊後のヨーロッパ全域を含む。現在はロシアが脱退）を対象に、いかにして人権、民主主義、法治体制を築くかということに関わっている。本研究のスタート段階では過去からの民主的文化の構築への理論的実践的研究成果として民主的な文化の構築のためのフレームワークが提案されたところであった（Council of Europe, Reference Framework of Competences for Democratic Culture, 2018）。この記念碑的な文書では構成国における国民形成（ヨーロッパ人形成）における基本的な能力（枠組み）が提示されそれ以降様々な教育勧告が積み上げられている（右図、同書 p87 参照）。

それは「民主主義的文化と異文化対話の文脈において、個人が民主主義的および異文化的な状況によって提示される要求、課題、機会に対して適切かつ効果的に対処するために必要とされる 20 のコンピテンス」を整理し図式化したもので、価値、態度スキル、知識と批判的理解から構成されている。こうした資質を形成する教育を域内に実現することが課題とされ、その後の教育政策、教育セミナー等の基本的な概念装置として活用されてきている。

もちろん欧州審議会の教育分野での貢献・活動は民主的な教育体制の構築に限られるものではないが、このフレームワークの提示は、新しい民主的な教育、包摂的市民教育の発展に寄与するところが大きいと思われる。

2018 年以降、欧州審議会の民主的市民教育推進の動きは能力概念の明確化により加速化することになるが、最初に述べたようにコロナ禍の元にある社会では、更に各地で民族的な主張を背景とする紛争が生起し、戦争状態に置かれる地域も出現する。そうした事態ではより明確な民主的人間像、教育像を提示する必要に迫られており、欧州審議会は矢継ぎ早に方針を提示し、一層の民主的教育を構築する努力を続けている。（Secretariat of ECRI, European Commission: against Racism and Intolerance Preventing and Combating Racism and Intolerance in and through Education Factsheet, 2024、Document prepared by the Secretariat, Beyond the Horizon: A New Rights of the Child, 2022、Secretariat of ECRI, Integration and inclusion of migrants Factsheet, 2024 など）

4) 国際 NGO アンネ・フランクハウスの人権教育普及活動と教育プログラム

アンネ・フランクハウスはアムステルダムにある「アンネの家博物館」を含む財団法人の総称である。この財団はアンネとその家族友人が隠れた場所と状況を展示することで有名な博物館を主たる収益事業としながら、人権、平和、ホロコースト教育の普及と実際の教育活動、セミナー等の開催を行っている。むしろ後者の教育や知識普及活動においてこそ評価されるべきものであると思われるが、日本ではこうした側面はほとんど知られてはいない。特に国際 NGO として国家から一定の距離をとりつつ、平和と人権の文化の普及という分野では、欧州審議会のような国際機関との連携をとりつつ、国家という枠に位置付く国民教育を包摂的な市民教育へと発展させる役割を担っている。

実際に、人権教育、平和教育、ホロコースト教育に関わる文献や教材など様々な資料の開発、普及（アンネ・フランクの日記や関連資料ももちろんここに含まれる）に加え、即時的教育プログラムや学校における教育セミナーを実施している。博物館の展示を利用して開催されるホロコーストをテーマにした教員向けセミナー、アムステルダム市のホロコースト関連の歴史遺産を発掘し、歴史を再発見させるセミナーなどは、フィールドワークを組み込んだ実践であり、参加者はそれぞれ自分の居住する街に戻り、そこを教材化するような実践に誘われる。

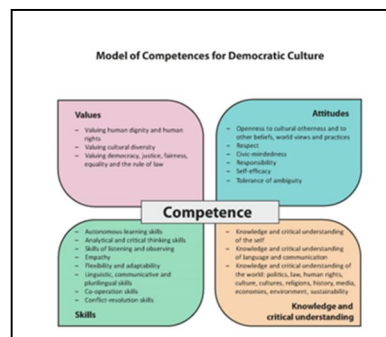
また、筆者も日本で開催したことがあるが、アンネ・フランクの生涯とナチズムの動きを並行的に提示するパネル（等身大のもの数十枚）を利用し、アンネの生きた当時の歴史と現在の自分（参加者）自身の生きる世界を同時に学ぶ「アンネ・フランク 今日につながる歴史」プロジェクトは、歴史上の他者差別、迫害から今日の異文化間の葛藤、迫害にまで思考が及び学習者（参加者）に貴重な人権、平和教育の機会を提供するものである。2024 年 1 月の海外調査では、フランス語圏ベルギーの高校での展覧会準備から展示、ピアガイドの育成研修までの過程を参与観察し、今後の日本での実施、導入のヒントを得た。

また、アンネ・フランクハウスの教育セミナーについては、筆者はそこにヒントを得て、国内の高校での総合的学習（探求）の時間、国際理解教育を利用して、既に数校の高校、中学校で実践している。

5) まとめに代えて

本研究では、上記のように、欧州審議会の構築してきた民主的市民教育の知見に基づきながら「包摂的市民教育」の実現が根治の社会において喫緊の課題であること、そのためには欧州審議会のような国家からの距離を取れる国際機関や国際 NGO の機能、役割に注目すべきこと、さらにそうした知見をもとに、日本の学校にも多様な文化背景を持つ人を、排除あるいは同化主義的な受入れにこだわらない、包摂的な受入れ、共存の経験を提供する教育が必要であること、等を見いだすことができた。

こうした観点から市民性教育の理念やその実践に迫ることは今日まであまり注目されてこなかったように思われる。今後、まとめきれなかった知見を論文として公表していきたい。



5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 吉谷武志、伊藤亜希子、古賀美津子、宮寄祐子	4. 巻 16
2. 論文標題 多文化共生の試みをつなぐ公民館 - 福岡市東区香椎浜地域のこれまでの取り組み	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際教育評論	6. 最初と最後の頁 67～85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 吉谷武志
2. 発表標題 多文化社会における市民性教育支援人材養成の試み - Council of EuropeのPestalozzi Programmeについて -
3. 学会等名 日本比較教育学会 第54回大会 広島大学
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 伊藤亜希子、吉谷武志ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 MyISBN	5. 総ページ数 62
3. 書名 香椎浜発！ 多文化共生のまちづくり	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------